分類記号	Ａ３ － １ － ２ － ６	
保存期間	常(0)年	年　月　日まで

装施第1079号
令和８年10月19日

各所属長　殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察ヘリポート航空灯火施設の管理及び運用要綱の制定について

警察本部庁舎に設置する岐阜県警察ヘリポート航空灯火施設の管理及び運用については、「岐阜県警察ヘリポート航空灯火施設の管理及び運用要綱」（平成18年４月17日付け装施第283号ほか。以下「旧運用要綱」という。）に基づき実施しているところ、組織改編時の緊急連絡体制一覧表の改正を速やかに行うため、新たに別添のとおり「岐阜県警察ヘリポート航空灯火施設の管理及び運用要綱」を制定し、本日から施行することとしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、旧運用要綱は廃止する。

別添

岐阜県警察ヘリポート航空灯火施設の管理及び運用要綱

第１　目的

この要綱は、航空法（昭和27年法律第231号）に基づき、岐阜県警察本部庁舎に設置する岐阜県警察ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）航空灯火施設の管理及び運用基準について必要な事項を定め、航空保安施設としての機能維持と適正な運用を確保することを目的とする。

第２　用語の定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、航空法及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1)　「航空灯火施設」とは、航空灯火及びこれに付帯する電気設備をいう。
なお、電気設備とは受配電設備、電線路等をいう。

(2)　「管理」とは、航空灯火施設の保守をいう。

(3)　「保守」とは、点検、手入れ、測定等を行うことにより航空灯火施設を正常な状態に保持するための一切の作業及びこれらに付随する事務をいう。

(4)　「管理責任者」とは、ヘリポートの管理責任者である総務室装備施設課長をいう。

(5)　「運用」とは、航空灯火を点灯して、ヘリポートを使用する航空機等の運航を援助する業務をいう。

(6)　「運用責任者」とは、ヘリポートの運用責任者である警備部警備第二課長をいう。

(7)　「異常状態」とは、不時の停電、航空灯火の不点灯、電源施設の事故、地震、台風、火災等により航空保安上危険を伴う状態をいう。

第３　管理担当者の指定

管理責任者は、航空灯火施設の適正かつ効果的な管理を図るため、総務室装備施設課に勤務する職員の中からあらかじめ管理担当者を指定するものとする。

第４　運用担当者の指定

運用責任者は、航空灯火の適正な運用を図るため、警備部警備第二課に勤務する職員の中からあらかじめ運用担当者を指定するものとする。

第５　施設原簿

１　管理責任者は、航空灯火施設の現況を明確にするため、「航空灯火施設原簿」（様式第１号。以下「施設原簿」という。）を作成し、航空灯火施設に変更があった場合は、その都度所要事項を記録しておくものとする。

２　前項の「施設原簿」には、施設図面（配線配置図、系統図及び機器仕様）を併せて備えるものとする。

第６　施設に対する保安体制

１　管理責任者は、管理担当者その他の警察職員に対し、その業務上必要な知識及び技能を修得させるとともに、非常時において速やかに必要な措置が講ぜられるよう実地訓練を行うものとする。

２　管理責任者は、航空灯火施設の開閉器等の操作手順及び特に注意すべき事項を管理担当者その他の警察職員が見やすい場所に掲示するものとする。

３　管理責任者は、航空法第53条第３項の規定による立入禁止区域について関係者以外の立入りを制限するため、立入禁止の表示を見やすい場所に掲示するものとする。

第７　連絡体制

管理責任者は、やむを得ない事由により航空灯火施設の運用を停止した場合、航空灯火施設の機能を損なうこととなった場合又は当該施設の運用若しくは機能が復旧した場合は、遅滞なくその旨を国土交通省大阪航空局安全統括室交通管制安全監督課長に通報するとともに、管理責任者が別に定める緊急連絡体制一覧表に掲げる各関係機関に通報するものとする。

第８　障害物件の除去

管理責任者は、建築物その他の物件により航空灯火施設の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去と必要な処置を講ずるものとする。

第９　改修その他の工事実施時の措置

管理責任者は、航空灯火施設について改修その他の工事を行うときは、航空機の航行を阻害しないよう適当な措置をとるものとする。

第10　管理の基準

１　航空灯火施設の運用は、第12から第14までに基づいて行い、常にヘリポートの運用に支障のないようにするものとする。

２　航空灯火施設の保守は、第15から第19までに基づいて行い、航空灯火施設の点検、改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に保持するものとする。

第11　予備品の確保

１　管理責任者は、航空灯火施設の灯器及び灯器を構成する機器の部品のうち交換単位部品について、別表１「予備品リスト」に定める必要数を確保し、その数量に不足が生じたとき又は不足が生ずるおそれがあるときは、速やかに補給手続をとるものとする。

２　管理責任者は、前項の出納状況について在庫管理表（様式第２号）に記録しておくものとする。

第12　航空灯火の運用前点検

管理担当者は、離着陸をする航空機の援助のために、航空灯火の点灯状況を日常的に確認するとともに、航空灯火操作盤で点灯の操作が速やかにできる状態にしておくものとする。

第13　航空灯火の運用

航空灯火の点灯は、日没から日の出までの間、視界が制限される気象条件下等において、次に掲げる方法により運用担当者が行うものとする。

(1)　着陸を予定する航空機があるときは、その着陸予定時刻の１時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合はこの限りでない。

(2)　航空機が離陸したときは、離陸してから少なくとも５分間は点灯を継続すること。

(3)　ヘリポートの上空を通過する航空機を援助する必要がある場合及び操縦士から要求があった場合は、可能な限り点灯すること。

第14　異常状態処理方法

１　航空灯火の異常を発見し、又はその旨の通報を受けた者は、直ちに管理担当者に通報するものとする。

２　管理担当者は、航空保安上危険を伴う異常状態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、別表２に定める「異常状態処理方法」に従い速やかに処理するとともに管理責任者に報告するものとする。

３　管理担当者は、前項の異常状態の発生時の状況及び講じた措置の概要を、航空灯火施設事故記録簿（様式第３号）に記録しておくものとする。

第15　保守要領

管理責任者は、別表３に定める「航空灯火施設保守要領」に従い、航空灯火施設の点検及び保守業務を行うものとする。

第16　定期点検及び保守業務

１　管理責任者が行う点検及び保守業務は、次に掲げるものとする。

(1)　日常点検は、毎日１回行うものとする。

(2)　定期点検は、月例点検を毎月１回、年次点検を年１回行うものとする。

(3)　臨時点検は、次に掲げる事態が生じたときに行うものとする。

ア　航空灯火施設に異常を認めたとき。

イ　他の電気系統の事故により当該施設へ影響を与えたと認められるとき。

ウ　離着陸中の航空機から異常がある旨の報告を受けたとき。

エ　その他点検が必要であると認めたとき。

２　管理責任者が、前項の点検を実施したときは、航空灯火施設点検記録簿（様式第４号）に記録しておくものとする。

３　国土交通省大阪航空局による定期検査については、管理責任者が対応するものとする。

第17　電気回路の表示

管理責任者は、見やすい位置に電気回路の系統図及び回路図を掲示し、操作に支障を来さないようにしておくものとする。

第18　航空灯火施設の維持

管理担当者は、航空灯火が破損し、又は光度に障害が生じたときは、同一仕様の機器と速やかに取り替えるものとする。

第19　管理担当者以外の者が行う点検及び保守業務

航空灯火施設の点検及び保守業務を警察本部庁舎管理委託業者等管理担当者以外の者が行うときは、管理責任者が本要綱及びその他遵守事項について、業務に支障がないよう指導した上で行わせるものとする。

第20　記録の保存

記録の保存年限は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　航空灯火施設原簿　　常用５年
(2)　在庫管理表　　５年
(3)　航空灯火施設事故記録簿　　５年
(4)　航空灯火施設点検記録簿　　５年

附　則（令和８年10月19日付け装施第1079号）

この要綱は、令和８年10月19日から施行する。

別表１

予備品リスト

品　　名	仕　　様	最低保有数	備　　考
電　球	RF 100V 180W	４個	風向灯用
電　球	J220V 1kW ハロゲンランプ	２個	着陸区域照明灯用
電　球	JD110V 85W	１４個	境界灯・境界誘導灯用
灯　具	FLO-10(改)-Y	１灯	境界灯用
灯　具	FLO-10(改)-G	１灯	境界誘導灯用
吹流し	ナイロン織物 ２ｍ	１流	

別表２

異　常　状　態　処　理　方　法

航空灯火管理担当者は、航空保安上危険を伴う異常状態が発生した場合又は発生の可能性がある場合には、安全を最優先し、速やかに次の措置をとること。

１．航空灯火の異常の場合

ア　必要がある場合、あらかじめ定められた遮断器及び開閉器を開路すること。

イ　危険を防止又は除去するのに必要な処理を行うこと。
（人命救助、消火等を優先的に行うこと。）

ウ　管理責任者に連絡すること。

エ　夜間においては直ちにヘリポートの運用を停止し、各関係機関に連絡すること。

オ　不点灯の点検、調査を実施すること。

カ　応急処理を行い、点灯すること。

キ　その他特に必要と認められる措置を行うこと。
（送電不能原因の調査、対策）

２．場内機器類又は配線の異常の場合

ア　変圧器事故の場合は、その回路を遮断し、事故が他に波及しないようにし、関係者への連絡並びに事故の原因調査及び対策を行うこと。

イ　配電盤機器の事故の場合は、元遮断器で回路を遮断し、関係者への連絡並びに事故の原因調査及び対策を行うこと。

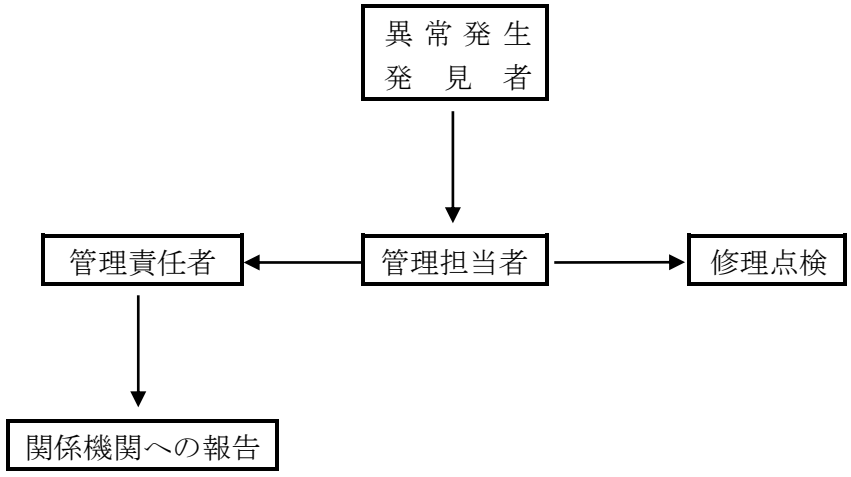
ウ　電線路の短絡事故の場合は、その回路を遮断し、関係者への連絡並びに絶縁抵抗の測定等事故の原因調査及び対策を行うこと。

エ　灯器損傷事故の場合は予備品との交換で復旧するが、事故の状況により、速やかに復旧できない場合は各関係機関へ連絡をし、対策を講ずること。

３．対外的な連絡及び報告

前各項の処理のほか、管理責任者は異常状態の内容に応じ、適宜、関係機関に報告又は連絡するとともに、必要によりその指示を受けるものとする。

４．異常状態連絡系統



別表３

航 空 灯 火 施 設 保 守 要 領

項　　目		実　施　内　容	実施頻度
１　受配電設備			
	(1) 高圧受電盤、 高圧電灯盤、 低圧電灯盤	a．パイロットランプの状態点検 b．スイッチ類の点検 c．盤内清掃	日常 〃 〃
２　電線路			
	(1) 電線路巡回点検	a．配管及び取付金具等の点検 b．屋内線との接触点の状態点検	日常 〃
	(2) 測　　定	a．全ての回路及び各所の絶縁抵抗の測定の必要がある場合は適宜行う。 使用電圧300Ｖ以下で電路の対地電圧が150Ｖ以下の場合、0.1MΩ、その他の場合には、0.2MΩ以上（使用電圧300Ｖを越える場合は0.4MΩ必要）「電気設備技術基準第14条」	年１回
３　航空灯火操作盤			
	(1) 航空灯火操作盤	a．パイロットランプの状態点検 b．スイッチ類の点検 c．盤内清掃	日常 〃 〃
４　航空灯火施設		航空灯火施設は、レンズ又は反射鏡を使用した光学的機器であるために、光度の低下する原因は、光源の動程により光束の減少及びじん埃やばい煙のため器具の汚れによる減少が大きく影響するので、その性能を維持するためには、光源の保守と器具の清掃に留意することが必要である。	
	(1) 風向灯	a　外部一般点検 点灯状況及び正しく風向を指示しているかどうか点検し、電球の断芯したものは交換すること。 電球は、断芯後再びフィラメントが融着する場合があり、この時は光度が著しく低下しているから注意深く点検して取り替えること。	日常

項　　目		実　施　内　容	実施頻度
		b．精密点検手入れ掃除 (ｱ)　灯器の点検手入れ 　支柱を倒し、吹流し照明灯を点検し、ガソリン、ハケ、綿布等にて清掃すること。 (ｲ)　ベアリングの回転具合を点検し、状況により給油を行うこと。 (ｳ)　吹流しの破損又は汚れが著しいときは交換すること。 (ｴ)　灯体の塗料が退色又は剥落の著しいときは塗装をすること。 c．絶縁抵抗測定	月１回 年１回
	(2) 着陸区域照明灯	a．外部一般点検 　点灯状況を点検し、電球の断芯したものは交換すること。 b．精密点検手入れ掃除 (ｱ)　灯器の点検手入れ 　電球、ソケット、リード線、レンズ等に異常がないか点検し、ガソリン、ハケ、綿布等にて清掃すること。 (ｲ)　灯器の水平、向き、仰角を水準器等により点検調査すること。 c．絶縁抵抗測定	日常 月１回 年４回 年１回
	(3) 境界灯、境界誘導灯	a．外部一般点検 (ｱ)　点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、黒化したもの、灯器類及び附属品の破損したものは交換すること。 　電球は、断芯後再びフィラメントが融着する場合があり、この時は光度が著しく低下しているから注意深く点検して取り換えること。 b．精密点検手入れ掃除 (ｱ)　灯器の点検手入れ 　フィルター等に異常がないか点検し、ガソリン、刷毛、綿布にて清掃すること。 (ｲ)　灯器の水平を水準器等により点検すること。 c．絶縁抵抗測定	日常 月１回 年４回 年１回

様式第１号

年　　月　現在

航　空　灯　火　施　設　原　簿			岐阜県警察ヘリポート
設置許可申請	許可番号	許可年月日	完成検査年月日

	機　　器　　名	仕　　様	数量	製造年月	備考
配電主要機器	高電圧設備				
	高圧受電盤				
	非常電灯変圧器盤				
	低電圧設備				
	非常電灯低圧開閉器盤				
	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ用夜間照明制御盤				
	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ灯火遠方操作ﾊﾟﾈﾙ				

	種　類	概　要・型　式	メーカー	設置数	備　考
航空灯火	風　向　灯				
	着陸区域照明灯				
	境　界　灯				
	境界誘導灯				

工事・改修経歴	事　項	内　容	許可番号	許可年月日	備　考

様式第２号

在　庫　管　理　表

ＮＯ.

品名		仕様		標準在庫数	
				保管場所	

年　月　日	使　用　量	納　入　量	在　庫　量	記　　事	印

様式第３号

航　空　灯　火　施　設　事　故　記　録　簿	管理責任者	管理担当者

１．事故発生日時	年　月　日（　）　時　分　天候
２．応急復旧日時	年　月　日（　）　時　分　天候
３．事故発生場所	
４．事故発生工作物	
５．工作物の設置年月	年　月
６．工作物の設置メーカー	
７．事故状況	
８．応急修理内容	
９．事故修理内容	
10．復旧完了日時	年　月　日（　）　時　分
11．通報の有無	有　（相手先：　　）　無
12．事故発生に係る通報日時	年　月　日（　）　時　分
13．復旧に係る通報日時	年　月　日（　）　時　分
14．事故原因	
15．記事（写真・図）	

様式第４号

航空灯火施設点検記録簿			管理責任者	管理担当者

点検項目			月日（　）	月日（　）	月日（　）	月日（　）	月日（　）	月日（　）	月日（　）
点検種別									
一般事項	点検者								
	点検時刻								
	天候								
	気温								
航空灯火	風向灯	点灯状況							
		外観状況							
	着陸区域照明灯	点灯状況							
		外観状況							
	境界灯	点灯状況							
		外観状況							
	境界誘導灯	点灯状況							
		外観状況							
電源施設	高圧受電盤								
	高圧電灯盤								
	低圧電灯盤								
	その他								
航空灯盤操作火	外観（施錠、さび、湿気）								
	ランプ切れの有無								
	発熱、異音、振動の有無								
	臭気の有無								
電線路の状況（航空灯火器具付近）									
特記事項									

（注）　１　点検種別の欄には、日常点検は「日」、月例点検は「月」、年次点検は「年」、臨時点検は「臨」と記載すること。

２　点検結果は、良好は「○」、要注意は「△」、処置済は「▲」、要処理は「×」と記入すること。

３　月例及び年次点検における測定値等は、特記事項欄に適宜記載すること。